

国民年金事務費交付金等の概要



四国厚生支局
年金管理課

令和6年 4月

目次

1. 国民年金事務費交付金等の対象となる事務・・・・・・・・・・ 3
2. 年度における国民年金事務費交付金等スケジュール・・・・・・・・ 8
3. 概算交付と精算交付の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 交付決定額の決め方・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
5. 交付決定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6-1. 算定額の算定方法 ①人件費・・・・・・・・・・ 13
- 6-2. 算定額の算定方法 ②物件費・・・・・・・・・・ 15
- 6-3. 算定額の算定方法 ③特別障害給付金 ④協力・連携事務・・ 17
7. 四国厚生支局年金管理課からのお願い・・・・・・・・・・ 19

1. 国民年金事務費交付金等の対象となる事務

「概要」

国民年金事務費交付金等の対象となる事務は、以下の2つです。

(ア) 法定受託に係る事務(法定受託事務)

法律により国に費用負担が定められているもの

(イ) 協力・連携に係る事務(協力・連携事務)

国民年金事務費交付金等交付要綱により国に費用負担が定められているもの

(ア)法定受託事務について

【対象市町村】

法律により、市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要となる経費については、国が負担することが定められていることから、全ての市町村が交付対象。

(国民年金法第86条)

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第20条)

【事務の種類】

【事務の内容】

①基礎年金の事務

国民年金法・国民年金法施行令に定められている事務。

- ・国民年金被保険者に係る資格取得、喪失等の届出の受理
- ・免除、学生納付特例、納付猶予申請の受理
- ・各種裁定請求書(老齢基礎、障害基礎、遺族基礎、旧法等)の受理 等

②福祉年金の事務 (参考1)

老齢福祉年金支給規則に定められている事務。

- ・受給者の氏名変更、住所変更届出の受理 等

③特別障害給付金の事務 (参考2)

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則に定められている事務。

- ・認定請求書の受理 等
- ・受給者の氏名変更、住所変更 等

※法定受託事務の主な事務の内容の詳細については、6ページを参照。

<福祉年金と特別障害給付金の制度概要>

(参考1) 福祉年金(老齢福祉年金)

国民年金が発足した昭和36年(1961年)当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない人々を救済するために設けられた制度。

明治44年4月1日以前に生まれた者(国民年金制度発足当時に50歳以上の者)は、保険料の納付如何に関わらず、70歳から支給されている。

明治44年4月2日から1916年(大正5年)4月1日までに生まれた者(制度発足当時に45歳から50歳までの者)は、保険料納付状況により70歳から支給されている。

(参考2) 特別障害給付金

平成3年3月以前の20歳以上の学生や、昭和61年3月以前の第3号被保険者制度ができる前の専業主婦などで、事故等で障害を負ったものの、国民年金に任意加入していなかったために障害基礎年金の受給権を有していないという者を対象に支給。

法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法附則5、改正法附則（平6）11①⑤・（平16）23、国令1の2】
3. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請（届出）を受理し、申請（届出）に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法88の2・90・90の2・90の3・改正法附則（平26）14、国令1の2】
4. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法87の2、国令1の2】
5. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【国法16、国令1の2】
6. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書等を受理し、届出に係る事実を審査すること	【国法105、国令1の2】

注）市町村が行う「事実を審査する」とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

※ 国民年金法第109条の4第1項に基づき、厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構に委任されているため、厚生労働大臣への報告は日本年金機構に報告することになる。

(イ) 協力・連携事務について

【対象市町村】

法律や政令の定めによるもののほか、交付要綱により、法定受託事務以外に市町村が国民年金事務に係る協力・連携を行う場合に交付することが定められているため、協力・連携を行った市町村が交付対象。

【事務の内容】

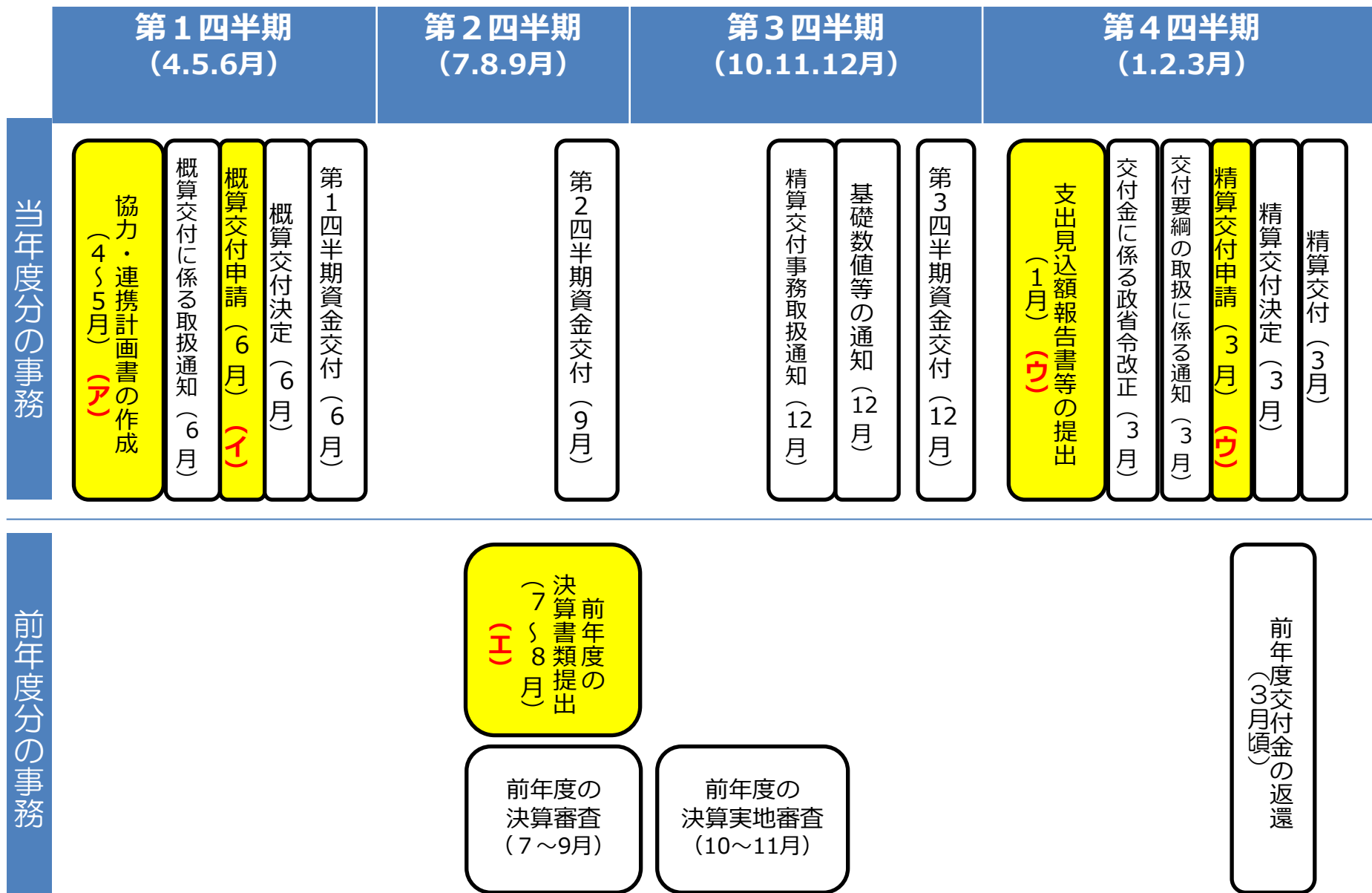
国民年金被保険者への年金制度の周知や、国民年金保険料の納付督促など、当年度における協力・連携事務を実施した市町村が交付金を措置される。

- ・口座振替の促進、申出書の受理
- ・市報等広報誌への年金制度記事の掲載
- ・日本年金機構への各種情報提供(電話番号の情報提供など)
- ・生活保護受給者(法定免除該当者)にかかる情報提供
- ・障害者手帳交付者への障害年金請求手続きの周知・案内 など

※ 協力・連携事務の詳細については、「国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書」を参照。

2. 年度における国民年金事務費交付金等スケジュール

黄色塗りの(ア)～(エ)が市町村における主な交付金事務です。



(ア) 協力・連携計画書の作成

年度当初に、当年度の協力・連携事務の内容と単価(見込)が示され、市町村において「国民年金等事務に係る市町村の協力・連携計画書(以下、計画書)」を作成する。年度途中で新たな協力・連携事務が追加される場合がある。

(イ) 概算交付申請

第1四半期に、前年度の交付実績等に基づいた額(概算額)の交付申請を行い、第1、第2、第3四半期に分けて資金交付する。

(ウ) 精算交付申請

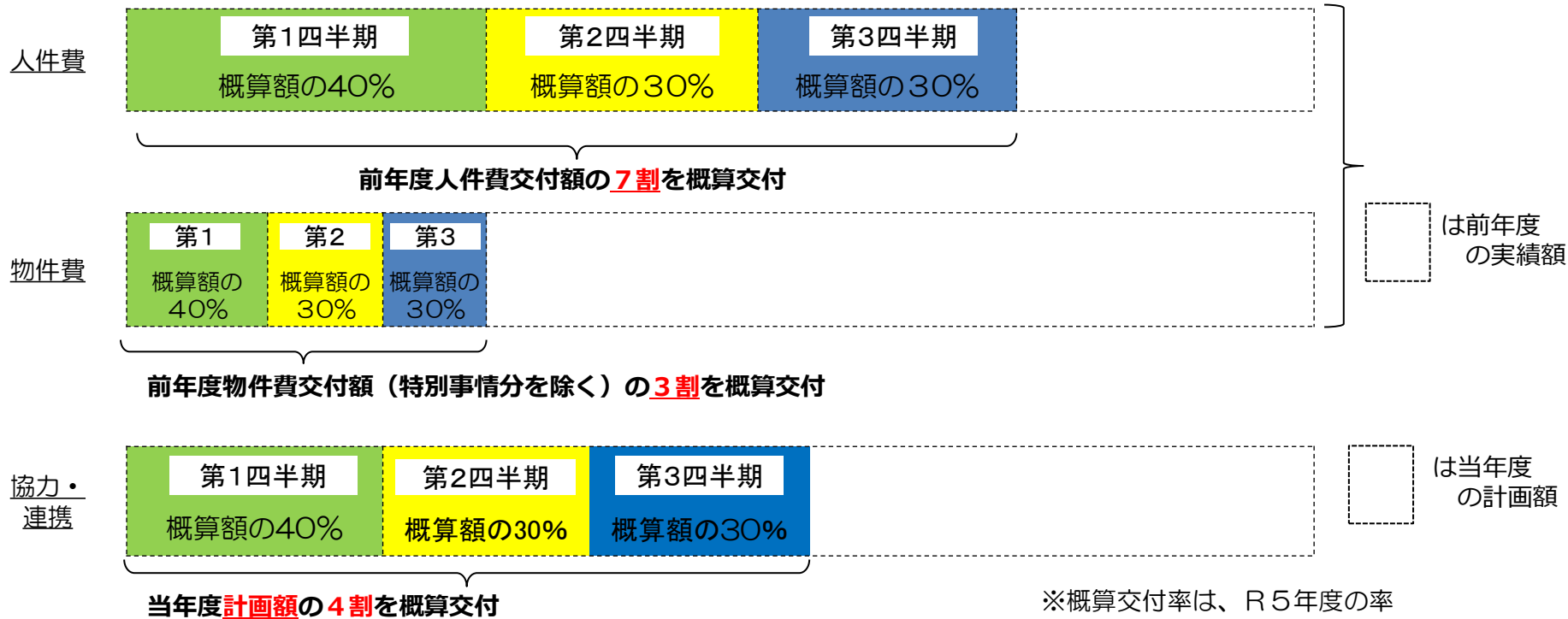
第4四半期に、年間交付額が決定され、そこから概算交付額を差し引いた額の交付申請を行うもの。年間の交付額を決定するための資料として、事前に「国民年金事務費交付金等支出見込額報告書」「特別事情分算定基礎表」「協力・連携算定基礎表」を提出する。

(エ) 決算書類の提出

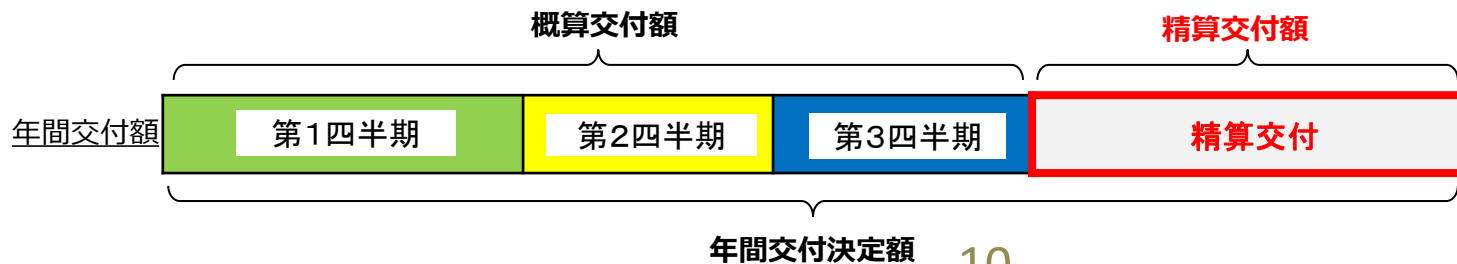
前年度の国民年金等事務費の執行状況及び決算額の審査を受けるため、当年度の第2四半期に決算書類を提出する。

3. 概算交付と精算交付の考え方

概算交付・・・前年度の実績額、当年度の計画額の一定割合を「概算額」として3回に分けて交付



精算交付・・・提出された申請書に基づき年間交付額を決定し、概算交付額を差し引いた残額を交付



4. 交付決定額の決め方

「概要」

法定受託事務に係る事務費交付金は、法令に基づき被保険者数・受給権者数・保険料免除者数等から算出された額(以下「算定額」という。)と当該事務を行う上で現に要した額(以下「現要額」という。)を比較していずれか低い方の額が交付決定額となる。(下記①～③)

※ 福祉年金事務及び特別障害給付金事務の算定額は受給権者数によって算定額を決定する。

協力・連携事務に係る事務費交付金は、「国民年金事務費交付金協力・連携算定基礎表」により算出された額を算定額とし、現要額と比較していずれか低い方の額が交付決定額となる(下記④)。

下記①～④の交付決定額の合計が年間の交付決定額となる。

算定額と現要額の比較は、基礎と福祉を合わせた人件費、基礎と福祉を合わせた物件費、特別障害給付金事務(人件費＋物件費)、協力・連携事務(人件費＋物件費)で比較する。

① 「基礎年金等事務」と「福祉年金事務」の人件費に係る交付決定額

「国民年金の事務費交付金の算定に関する省令」により算出された算定額と、現要額を比較していずれか低い方の額。

② 「基礎年金等事務」と「福祉年金事務」の物件費に係る交付決定額

「国民年金の事務費交付金の算定に関する省令」により算出された算定額と、現要額を比較していずれか低い方の額。

※災害を受け基礎年金等事務の遂行が著しく阻害された場合、もしくは、法改正や市町村合併等により多額の費用を要した場合には特別事情分として別途交付金が措置される場合もある。

③ 「特別障害給付金事務」に係る交付決定額 (※概算交付は行われず、精算交付時に全額交付される。)

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」により算出された算定額と、現要額を比較していずれか低い方の額。

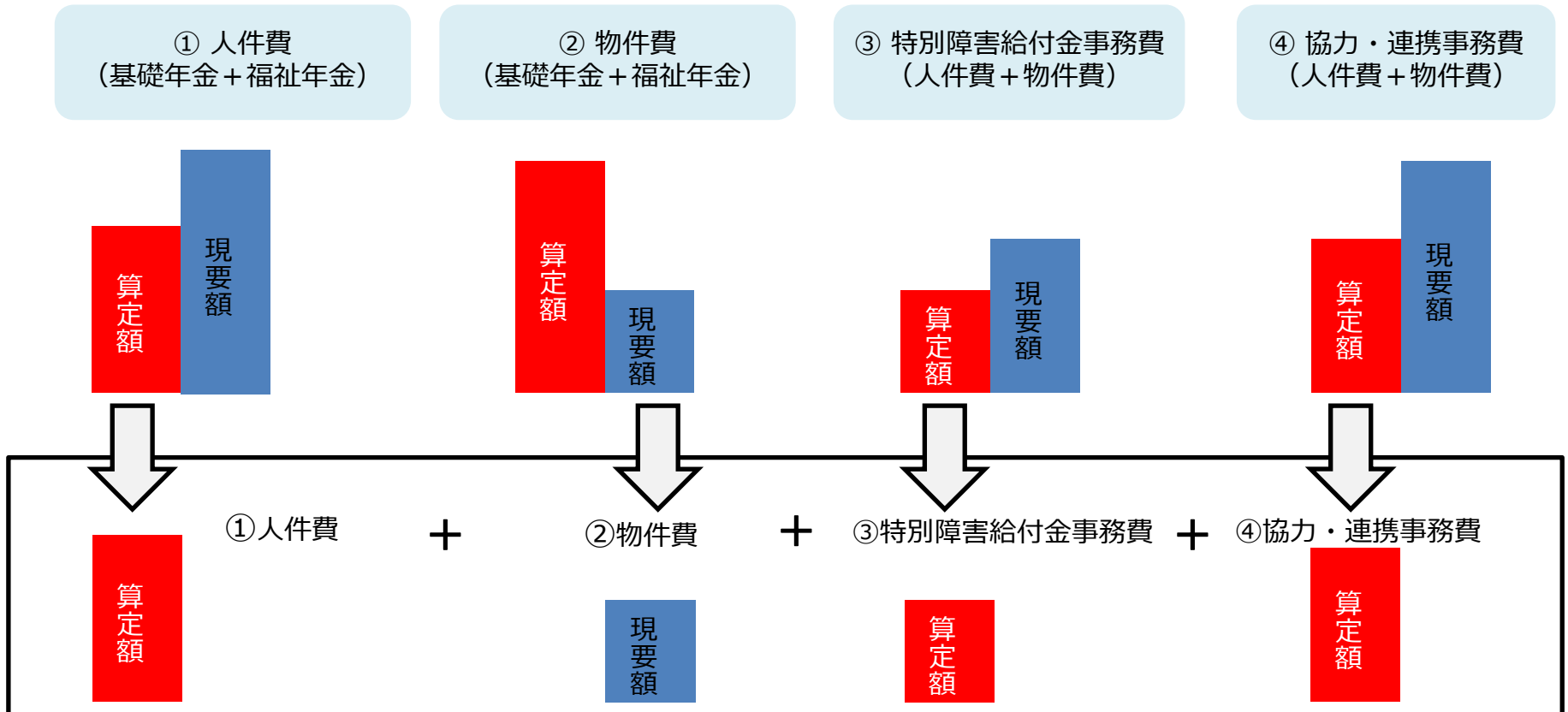
④ 「協力・連携事務」に係る交付決定額

協力・連携算定基礎表により算出された算定額と、現要額を比較していずれか低い方の額。

5. 交付決定の考え方（算定額と現要額の比較） チャート版

以下①～④それぞれの項目において、「**算定額**」と「**現に要した額**」（**現要額**）とを比較し、**低い方**の金額で交付決定される。

（例）この場合の交付決定額

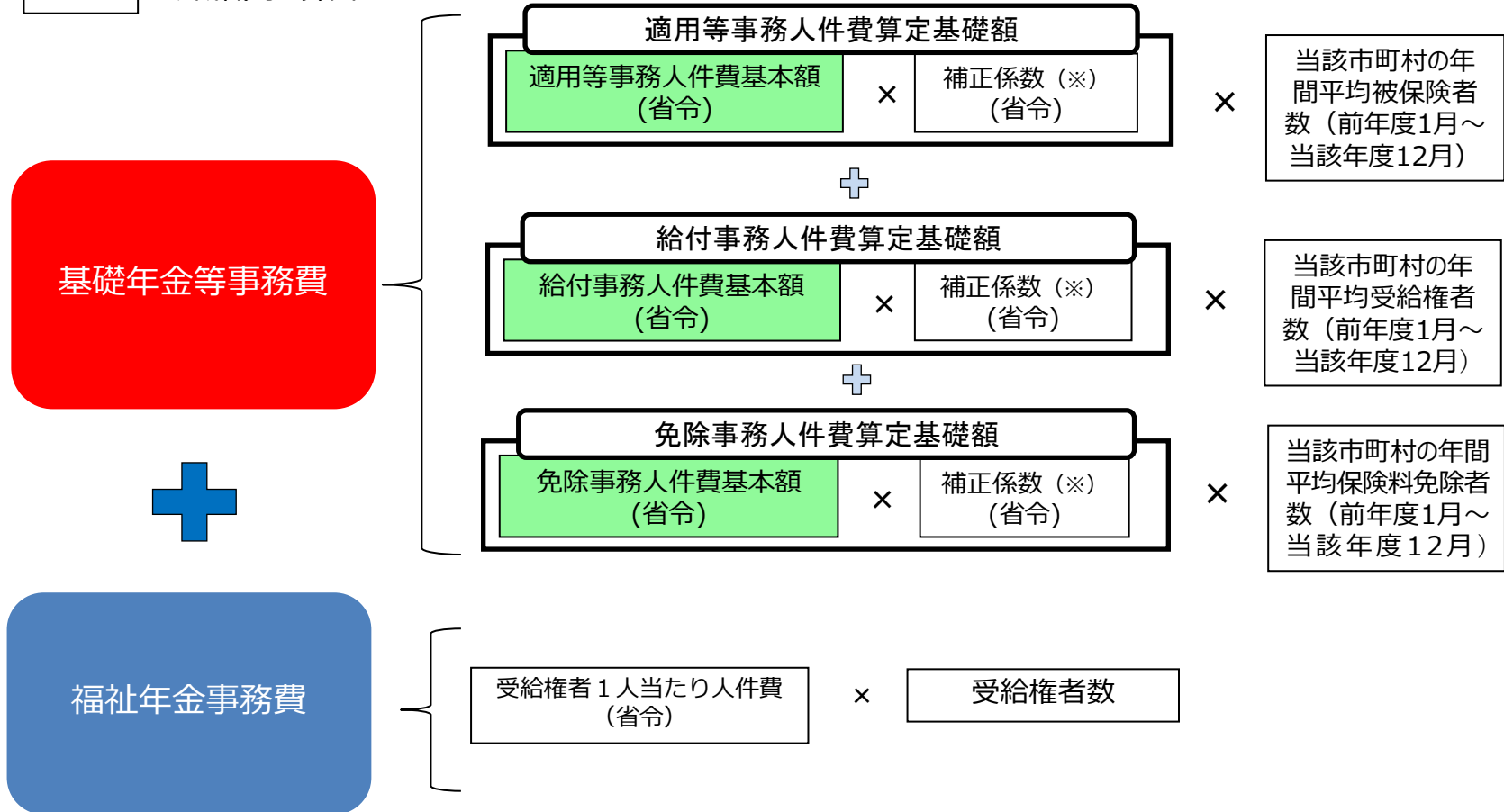


6-1. 算定額の算定方法「①人件費」(省令)

は、毎年予算額に応じて決定

は、機械的に算出

※ 補正係数: 地域差の係数(別表(1)) + 寒冷度の係数(別表(3)) + 1



※基礎年金等事務費については、令和2年度の算定方法変更により、令和元年度算定額に比して大幅に増減となる市町村については、当分の間、激変緩和措置を行っていたが、令和4年度分をもって激変緩和措置は終了した。

「人件費」 (具体例)

(具体例：人件費のうち、基礎年金等事務費の算定額の計算例)

以下の計算結果の①、②及び③の合計額が基礎年金等事務費の算定額となる。

- ・ **第1号被保険者数** : 10,000人
- ・ **受給権者数** : 8,000人
- ・ **免除者数** : 5,000人
- ・ **地域差** : 7級地 (別表(1) から係数は0.051)
- ・ **寒冷度** : なし

※ 適用事務単価、給付事務単価及び免除事務単価は、令和5年度の単価。
(毎年度、年度末に省令改正が行われ、当該年度の算定額が決定される。)

$\left\{ \begin{array}{l} \text{適用事務単価} \\ \text{685.065円} \\ \text{省令} \end{array} \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ \text{0.051} \\ \text{第1条関係別表(1)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{寒冷度の係数} \\ \text{0} \\ \text{第1条関係別表(3)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{1} \end{array} \right)$	=	$\begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ \text{720.003円} \\ \text{(小数点以下第4位} \\ \text{切捨)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者数} \\ \text{10,000人} \end{array}$	=	$\begin{array}{l} \text{7,200,030円} \\ \text{(円未満切捨)} \end{array} \dots \text{①}$
$\left\{ \begin{array}{l} \text{給付事務単価} \\ \text{511.932円} \\ \text{省令} \end{array} \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ \text{0.051} \\ \text{第1条関係別表(1)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{寒冷度の係数} \\ \text{0} \\ \text{第1条関係別表(3)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{1} \end{array} \right)$	=	$\begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ \text{538.040円} \\ \text{(小数点以下第4位} \\ \text{切捨)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{受給権者数} \\ \text{8,000人} \end{array}$	=	$\begin{array}{l} \text{4,304,320円} \\ \text{(円未満切捨)} \end{array} \dots \text{②}$
$\left\{ \begin{array}{l} \text{免除事務単価} \\ \text{1,401.841円} \\ \text{省令} \end{array} \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ \text{0.051} \\ \text{第1条関係別表(1)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{寒冷度の係数} \\ \text{0} \\ \text{第1条関係別表(3)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{1} \end{array} \right)$	=	$\begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ \text{1,473.334円} \\ \text{(小数点以下第4位} \\ \text{切捨)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{免除者数} \\ \text{5,000人} \end{array}$	=	$\begin{array}{l} \text{7,366,670円} \\ \text{(円未満切捨)} \end{array} \dots \text{③}$

※算定基礎額は令和5年度分から小数点以下第4位切捨に変更

6-2. 算定額の算定方法「②物件費」 (省令)

は、毎年予算額に応じて決定

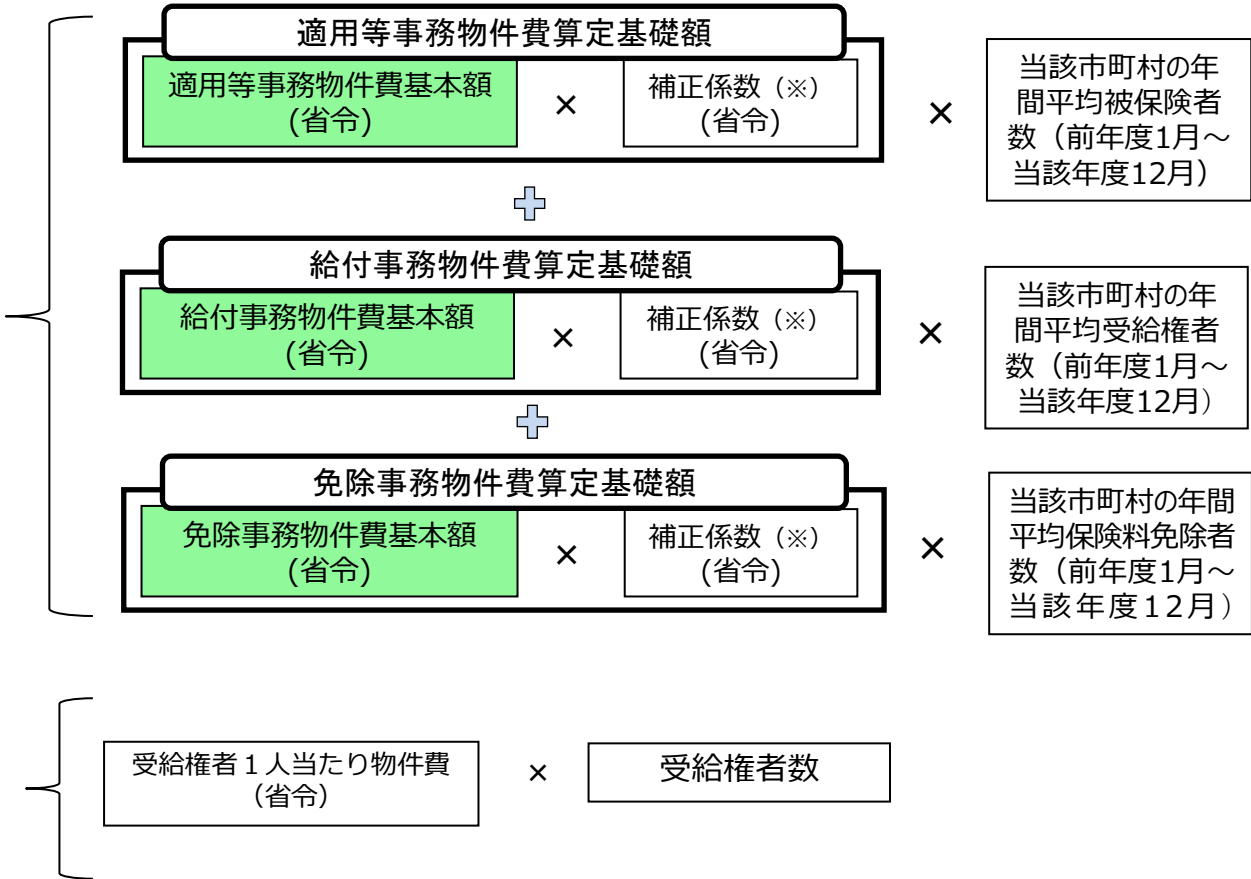
は、機械的に算出

※ 補正係数: 地域差の係数(別表(2)) + 1

基礎年金等事務費



福祉年金事務費



※基礎年金等事務費については、令和2年度の算定方法変更により、令和元年度算定額に比して大幅に増減となる市町村については、当分の間、激変緩和措置を行っていたが、令和4年度分をもって激変緩和措置は終了した。

「物件費」 (具体例)

(具体例：物件費のうち、基礎年金等事務費の算定額の計算例)

以下の計算結果の①、②及び③の合計額が基礎年金等事務費の算定額となる。

- ・ **第1号被保険者数** : 10,000人
- ・ **受給権者数** : 8,000人
- ・ **免除者数** : 5,000人
- ・ **地域差** : Iの地域5種地(別表(2)から係数は0.005)
- ・ **寒冷度** : なし

※ 適用事務単価、給付事務単価及び免除事務単価は、令和5年度の単価。
(毎年度、年度末に省令改正が行われ、当該年度の算定額が決定される。)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{適用事務単価} \\ 302.404\text{円} \\ \text{省令} \end{array} \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.005 \\ \text{第1条関係別表(2)} \end{array} + 1 \right) = \begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ 303.916\text{円} \\ \text{(小数点以下第4位切捨)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者数} \\ 10,000\text{人} \end{array} = \begin{array}{l} 3,039,160\text{円} \\ \text{(円未満切捨)} \end{array} \dots \text{①}$$
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{給付事務単価} \\ 226.083\text{円} \\ \text{省令} \end{array} \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.005 \\ \text{第1条関係別表(2)} \end{array} + 1 \right) = \begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ 227.213\text{円} \\ \text{(小数点以下第4位切捨)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{受給権者数} \\ 8,000\text{人} \end{array} = \begin{array}{l} 1,817,704\text{円} \\ \text{(円未満切捨)} \end{array} \dots \text{②}$$
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{免除事務単価} \\ 620.336\text{円} \\ \text{省令} \end{array} \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{地域差の係数} \\ 0.005 \\ \text{第1条関係別表(2)} \end{array} + 1 \right) = \begin{array}{l} \text{算定基礎額} \\ 623.437\text{円} \\ \text{(小数点以下第4位切捨)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{免除者数} \\ 5,000\text{人} \end{array} = \begin{array}{l} 3,117,185\text{円} \\ \text{(円未満切捨)} \end{array} \dots \text{③}$$

※算定基礎額は令和5年度分から小数点以下第4位切捨に変更

6-3. 算定額の算定方法

「③特別障害給付金事務」（政令）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特定障害者1人} \\ \text{当たりの交付単価} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{受給権者数} \\ \hline \end{array}$$

政令で決定

「④協力・連携事務」（交付要綱）

協力・連携事務費については、年金相談件数や各種情報提供件数などの実績に基づいて算出された金額が算定額となる。（年明けに提出いただく「国民年金事務費交付金協力・連携算定基礎表」により算定）

協力件数が多ければ、その分算定額も高く算出される。

＜令和5年度 協力・連携算定基礎表における単価の例＞

- ・資格取得時における保険料の納付督促・・・1件 220円
- ・年金制度の周知等に関する相談・・・・・・・・1件 590円
- ・未納者対策のための所得情報等の提供・・・・1件 30円
- ・電話番号の情報提供・・・・・・・・・・・・1件 190円
- ・生活保護受給者（法定免除該当者）にかかる情報提供・・・・1件 115円
- ・障害者手帳交付者への障害年金請求手続きの周知・案内・・・1件 1760円

別表 ～単価に乗じる補正係数～

※ 令和5年度精算交付時点の数値

省令第1条関係 別表(1)

地域差(1) (地域手当の支給区分Ⅱ)	
1級地	0.058
2級地	0.056
3級地	0.056
4級地	0.055
5級地	0.054
6級地	0.052
7級地	0.051
なし	0.050

※ 基礎年金等(人件費)

※ 左欄:普通交付税に関する省令別表第3の4の規定による市町村の地域区分

※ 右欄:国民年金の事務費交付金の算定に関する省令別表(1)に規定する係数

省令第1条関係 別表(2)

地域差(2) (地方交付税制度における種地)	
Iの地域 1種地	0.000
Iの地域 2種地	0.000
Iの地域 3種地	0.000
Iの地域 4種地	0.000
Iの地域 5種地	0.005
Iの地域 6種地	0.008
Iの地域 7種地	0.015
Iの地域 8種地	0.018
Iの地域 9種地	0.018
Iの地域10種地	0.018
Ⅱの地域 1種地	0.000
Ⅱの地域 2種地	0.000
Ⅱの地域 3種地	0.000
Ⅱの地域 4種地	0.000
Ⅱの地域 5種地	0.005
Ⅱの地域 6種地	0.007
Ⅱの地域 7種地	0.009
Ⅱの地域 8種地	0.012
Ⅱの地域 9種地	0.012
Ⅱの地域10種地	0.012

※ 基礎年金等(物件費)

※ 左欄:普通交付税に関する省令第11条第1項の規定による市町村の地域区分

※ 右欄:国民年金の事務費交付金の算定に関する省令別表(2)に規定する係数

省令第1条関係 別表(3)

寒冷度 (寒冷地手当の支給地域区分)	
1級地	0.019
2級地	0.017
3級地	0.016
4級地	0.013
なし	0

※ 基礎年金等(人件費)

※ 福祉年金(人件費)・特別障害給付金

※ 左欄:国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条の規定による寒冷地手当の支給地域区分

※ 右欄:国民年金の事務費交付金の算定に関する省令別表(3)に規定する係数

地域手当 (地域手当の支給区分Ⅰ)	
1級地	0.20
2級地	0.16
3級地	0.15
4級地	0.12
5級地	0.10
6級地	0.06
7級地	0.03
なし	0

※ 福祉年金(人件費)・特別障害給付金

※ 一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項の規定による地域手当(人事院規則9-49別表第1)の支給地域区分及び同条第2項に規定する支給割合

7. 四国厚生支局 年金管理課からのお願い

①. 国民年金関係書類受付処理簿について

国民年金市町村事務処理基準において、国民年金関係書類受付処理簿（受付処理簿）を備えることが明記されています。受付処理簿を作成されていない市町村があれば、必ず作成するようにしてください。

また、協力・連携算定基礎表の作成のために、市町村窓口において資格取得届を受理した際に保険料の納付督促を行った件数等を把握してください。

②. 市町村との協力・連携計画書 及び 算定基礎表の作成について

ア. 「市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談」について
当該欄のなかで相談件数（来訪相談、電話相談、文書相談、被保険者名簿の交付の件数）を記入して頂くこととなりますが、件数の根拠となる資料の作成をお願いします。
（協力・連携算定基礎表の参考資料として提出をお願いすることがあります。）

イ. 「広報記事の広報誌への掲載」欄に計上する場合の、広報記事の按分方法について
計上する際の按分については、目視ではなく面積比等により正確に按分してください。
また、広告収入を適切に控除してください。

③. 通知等について

厚生労働省年金局の通知等は、交付金に係る通知等を除き、調査・照会（一斉調査）システムへの掲載をもって発信することとされましたので、ご注意願います。

なお、交付金に係る通知等は引き続きご登録いただいているメールアドレスに送信しますので、担当者やメールアドレスに変更があった場合には、担当者登録票（毎年、年度末に送付）にて随時お知らせください。

④. 報告される際の入念な確認のお願いについて

市町村からいただいた各種報告については、例年、数値誤り等による差替えが非常に多くなっております。そのため、当支局へ報告する前には、報告内容の入念な確認をお願いいたします。